

事業系一般廃棄物について

1. 一般廃棄物の状況

(単位：t)

年 度	1 7	1 8	1 9	2 0	2 1
総 量	24,830.42	25,185.03	24,702.30	24,071.07	22,220.48
家庭系計	18,677.90	18,812.33	18,528.12	18,161.41	16,492.07
事業系計	6,152.52	6,372.70	6,174.18	5,909.66	5,728.41
(承認事業所分)	1,122.55	1,045.92	1,024.98	1,317.04	1,163.93
(許可業者分)	4,959.41	5,211.01	5,046.03	4,479.39	4,440.57
(直接搬入分)	70.56	115.77	103.17	113.23	123.91

2. 手数料について

収集運搬手数料は、「長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第20条に、処理手数料は、「乙訓環境衛生組合廃棄物の処理に関する条例」第12条に規定されていません。

市条例の事業系一般廃棄物の収集運搬手数料は、市が直営で収集運搬した場合の手数料を規定していますが、市では事業系一般廃棄物の収集運搬業務は行っていないため、排出事業者が、許可業者に委託した場合、収集時間・量・集積場所等を勘案した収集運搬料に処理手数料(1,400円/100kg)が加算された額での委託契約となります。

3. 中小零細企業の育成等に係る減額について

当初事業系一般廃棄物も手数料無料で処理されていましたが、昭和45年に「乙訓環境衛生組合手数料徴収条例」の制定にともない、事業系一般廃棄物には処理手数料が徴収されることとなりました。排出事業所は、収集運搬料の他に処理手数料が加算されることにより負担が大きくなることから、昭和47年同条例に減免・減額条項が追加され、以後下記の経過で「中小零細企業の育成等を目的」に処理手数料の減額が2市1町共通で実施されてきました。

しかし、この制度は排出事業所のごみ減量・リサイクル意識を希薄なものにしており循環型社会の形成に適応していないことから、乙訓環境衛生事務連絡会で「制度のあり方」等を協議し、平成23年度から廃止することとなりました。

ただし、排出事業者への周知や急激な負担増を防ぐため、経過措置として平成23年度から平成27年度まで5年間の減額期間を設けます。

【経過】

- ①昭和47年度～平成8年度 月当たり定額制(前年同期の90%減額等) 1社
- ②平成9年度～平成11年度 90%減額 1社

③平成12年度～平成21年度	88%～70%減額	1社	(毎年2%ずつ減)
	70%減額	1社	(420円/100kg)
④平成22年度	60%減額	2社	(560円/100kg)
⑤平成23年度	廃止		
【経過措置期間】			
⑥平成23年度	50%減額	2社	(700円/100kg)
⑦平成24年度	40%減額	2社	(840円/100kg)
⑧平成25年度	40%減額	2社	(840円/100kg)
⑨平成26年度	30%減額	2社	(980円/100kg)
⑩平成27年度	30%減額	2社	(980円/100kg)

4. 減額対象事業所

減額対象事業所の認定は、毎年3月に許可業者から「一般廃棄物処理手数料減額申請書」が顧客リストと共に市に提出され、市は顧客リストを精査の上、乙訓環境衛生組合に「廃棄物処理手数料又は処理手数料減額・免除証明書」を付け提出します。

乙訓環境衛生組合は、「乙訓環境衛生組合廃棄物の処理に関する条例」第15条及び「乙訓環境衛生組合廃棄物の処理に関する規則」第6条の規定により「一般廃棄物処理手数料の減額について」で市に承認の通知をしています。

◎許可業者A（平成22年度申請時件数）※比重は0.116で計算

業種別	件数	総量(kg/月)	備考
小売業	115件	89,172	コンビニ・飲食店等
サービス業	56件	47,011	医院・学校等
卸売業	1件	376	
製造・建築・運輸・その他	52件	89,573	工場・銀行等
生活系	29件	25,811	マンション等
計	253件	251,944	

※許可業者の顧客リストでは、ごみの排出量は450袋の数で報告してきます。

◎許可業者B（平成22年度申請時件数）※比重は0.116で計算

業種別	件数	総量(kg/月)	備考
小売業	187件	46,010	コンビニ・飲食店等
サービス業	115件	25,246	医院・学校等
卸売業	1件	70	
製造・建築・運輸・その他	61件	8,693	工場・銀行等
生活系	21件	34,858	マンション等
計	385件	114,877	

※許可業者の顧客リストでは、ごみの排出量は450袋の数で報告してきます。

◎業種別件数

業 種	件 数	割 合
鉱業	1	0.16%
建設業	9	1.46%
製造業	42	6.81%
卸売業	4	0.65%
小売業	114	18.48%
飲食業	175	28.36%
事務所・営業所	42	6.81%
テナントビル	16	2.59%
サービス業	175	28.36%
マンション	39	6.32%
計	617	100%

※許可業者19年度実績報告から

◎業種別収集量 (月当りkg)

業 種	収集量	割 合
鉱業	20	0.01%
建設業	1,559	0.42%
製造業	71,457	19.32%
卸売業	1,396	0.38%
小売業	76,720	20.74%
飲食業	50,697	13.70%
事務所・営業所	9,752	2.64%
テナントビル	3,332	0.90%
サービス業	121,016	32.70%
マンション	34,004	9.19%
計	369,953	100%

※許可業者19年度実績報告から

5. 搬入承認事業所

乙訓環境衛生組合で搬入承認を受けて、事業系一般廃棄物を自社車両又は許可業者に委託し乙訓環境衛生組合に直接搬入している事業所。

年 度	事業所数	トン/年	備 考
20年度	17社	1,317.04	
21年度	18社	1,163.93	
22年度	21社	1,316.52	

※ 20・21年度は実績 22年度は見込

6. 多量排出者

多量排出者の定義として「事業系一般廃棄物で排出量が1カ月300キログラム以上継続して排出するもの」と市条例施行規則第2条で規定している。

多量排出者の定義は、大規模事業所の定義と共に平成23年度中に2市1町・乙訓環境衛生組合と協議し、整合性のとれた改正を行う予定である。

(参考)

※平成22年度許可業者提出リストから

1カ月排出量	事業者数	割 合
300kg以内	412件	64.6%
500kg以内	475件	74.5%
1t以内	555件	87.0%
2t以内	606件	95.0%

※合計は、638件

※1カ月の排出量は、排出される袋数に平均的な体積比重を乗じたものであり、事業

者数は、必ずしも実態を表すものではない。

7. 許可業者

(有)長岡美装社・(株)タカノ・(株)ユタカ・(株)グリーンテクノ・青山商会 計5社

※事業系一般廃棄物を混載により収集運搬を行っているのは、(有)長岡美装社・(株)タカノの2社のみである。他の3社は、搬入承認事業所のための収集運搬である。